

## 市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書 に対する意見（答申案）

千葉県環境影響評価委員会は、市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書について、当該事業の内容及び周辺環境の状況等を踏まえ、専門的な見地から検討を行った。

本事業は、市川市内で発生する一般廃棄物の処理を行う現施設の老朽化に伴い、当該施設の南側敷地に、新たにごみ焼却処理施設や不燃・粗大ごみ処理施設を整備する計画である。「市川市一般廃棄物処理基本計画」（平成27年5月、市川市）の基本方針では、分別の徹底によるごみ焼却量の削減を掲げており、新たな施設は、現施設より処理能力を縮小する計画となっている。また、ごみの焼却過程で発生する熱エネルギーは効率的に回収し、発電や場内利用のほか、隣接する余熱利用施設で活用することとしている。

対象事業実施区域は、市川市南部の江戸川に面した工場や倉庫が点在する地域にあり、東側には東京外かく環状道路（外環道）、南側には首都高速湾岸線や一般国道357号といった幹線道路が近接している。

一方、対象事業実施区域の北側及び西側には、学校や福祉施設など、環境の保全に配慮を必要とする施設がある。

については、これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、地域環境に配慮した適切な環境影響評価を行うとともに、本事業による環境への負荷の回避・低減を図るため、下記事項について所要の措置を講ずる必要があると判断する。

### 記

#### 1 全般にかかわる事項

本事業の実施による環境への影響を低減するために、環境保全措置を確実に履行するとともに、事後調査により、環境の状況を適切に把握すること。

#### 2 大気質にかかわる事項

- (1) 供用時の大気質への影響について、最大着地濃度地点だけでなく、方法書に記載のとおり、現地調査地点等についても予測及び評価を行うこと。
- (2) 供用時の大気質の予測について、外環道の自動車交通による影響を付加した二酸化窒素と浮遊粒子状物質の濃度予測を実施しているが、その予測地点や算定根拠について明らかにすること。

### 3 水質及び土壌にかかわる事項

- (1) 施工時の沈砂池への濁水流入流量について、適切に算定すること。
- (2) 対象事業実施区域は、砒素、ふっ素、鉛による土壌汚染が確認されていることから、工事の実施に当たっては、土壌に含まれる有害物質が周辺の土壌や地下水に拡散することのないよう環境保全措置を徹底すること。
- (3) 工事排水について、土壌汚染が確認されていることを踏まえた処理方法を明らかにするとともに、水質管理の具体的な方法(管理値、測定頻度・時期)を示すこと。

### 4 騒音にかかわる事項

施工時の建設機械及び供用時の施設の稼働による騒音について、近接する外環道の自動車交通による影響を適切に評価すること。

### 5 植物、動物及び生態系にかかわる事項

- (1) 調査により確認された動植物について、在来、逸出、植栽、外来の別を示すこと。
- (2) 施工時及び供用時の環境保全措置について、植栽を行う場合には、可能な限り、周辺に自生する在来種、あるいはこの地域の潜在自然植生に即した樹種を用いること。
- (3) 施工時の対象事業実施区域内における環境の変化は大きいとしていることを踏まえ、動物相の変化について、適切に予測及び評価を行い、環境保全措置を講ずること。

### 6 景観にかかわる事項

江戸川右岸堤防上からの眺望景観の変化は大きいとしていることを踏まえ、適切に予測及び評価を行い、環境保全措置を講ずること。

### 7 人と自然との触れ合いの活動の場にかかわる事項

江戸川水面についても、人と自然との触れ合いの活動の場として利用されているとしていることを踏まえ、その利用状況等を明らかにした上で、予測及び評価を行うこと。

### 8 温室効果ガス等にかかわる事項

温室効果ガスの排出量について、現施設との比較等を行い、わかりやすく示すこと。

## 9 その他の事項

- (1) 環境保全措置の実施状況を住民等が把握できるよう、施工時及び供用時の環境監視の結果について、予測結果との比較を行い、積極的に公表するよう努めること。
- (2) 環境影響評価書をインターネットの利用その他の方法により公表するに当たっては、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能とするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。

【参考】 審議経過

平成30年10月19日 諮問、審議

平成30年11月30日 現地調査

平成30年12月21日 審議

平成31年 1月18日 審議

平成31年 2月15日 答申案審議